

一宮高校公式 HP について

目 的

一宮高校学校要覧 HP 版として本校での学習活動や学校行事の様子・教育目標や進路状況等を掲載し、本校への入学を希望する中学生やその保護者、在校生・卒業生に提供し本校の現状と活動の様子を伝える。

学校長挨拶・一宮高校の沿革・教育課程・部活動紹介・進路状況・一宮高の所在地・履歴・リンク先等の各頁を掲載する。

運 用

現在運用中の一宮高校公式HPをリニューアルし、平成20年5月より愛知県総合情報サービスセンターの運営する“愛知エースネット”上にアップロードし、愛知エースネット規程に準拠して運用する。

HP アドレス

<http://www.ichinomiya-h.aichi-c.ed.jp/>

作成及び掲載

愛知エースネット各規定に沿って各掲載頁を作成、管理職の掲載許可を得て愛知エースネットへ掲載する。

リニューアル前のHPデザイン・掲載写真等の他は、原則として担当者が新規に作成したロゴマーク・デザインを使用し、写真等の映像についても原則として校内関係者が撮影した映像を利用する。内容については、一宮高校学校要覧、校誌等の学校発行物より転載、部活動実績・進路実績等の資料は各分掌主任の許可を得て掲載する。校歌等の音楽や関係者以外の撮影した映像についても許可を得て使用する。画像については、人物が特定されるものについては、掲載画像を示し本人（生徒については保護者）の許可を得て掲載する。記載文についても、極力事実のみを伝えるだけにとどめる。ネット掲載上のエチケット（ネチケット）、倫理上の問題にも配慮しながらHP運用する。

掲載について苦情が寄せられた場合は、規定の如何にかかわらず、関連する部分の掲載を直ちに中止する。

【参考】

愛知エースネット規程等

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 愛知県教育情報通信ネットワーク運営管理規程 |
| 2 | 県立学校におけるホームページ作成のガイドライン |
| 3 | 愛知県教育情報推進ネットワークセキュリティポリシー |
| 4 | 愛知エースネットの利用について |
| 5 | インターネット利用の手引き |

2 県立学校におけるホームページ作成のガイドライン

1 目的

「愛知エースネット」上のホームページの作成に当たって留意すべき事項を示し、各県立学校におけるホームページの内容を適切なものとする。

2 ホームページの内容

(1) 掲載する情報は、公的教育機関としての学校が発信するのにふさわしいものとするため、各学校において、「愛知エースネット」の活用に関する委員会等を組織し、掲載する情報について検討を行い、管理責任者（校長）の承認を得て発信する。

(2) 管理責任者は、掲載する情報の承認に当たり、次のような情報が掲載されることのないよう十分留意する。

ア 関係法令等（地方公務員法、著作権法、愛知県個人情報保護条例、愛知県教育情報通信ネットワーク運営管理規程等）に反する情報

イ 第三者の誹謗・中傷や差別につながる情報

ウ その他、学校から不特定多数の人に対して発信する情報として、不相当と判断される情報

3 ホームページ作成上の留意事項

(1) 管理責任者等の明示

ホームページには、学校名、住所、電話番号、管理責任者（校長）、ネットワーク担当者、情報の作成（更新）期日等、必要な事項を掲載する。

(2) 個人情報の保護

ホームページに生徒の活動状況等の情報を掲載するに当たっては、生徒及び職員の人権を尊重する観点から、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が認識又は識別され得るものをいう。）の保護には十分配慮する。

ア 基本的な考え方

個人情報の掲載は、教育的活用を目的を達成するために必要であると管理責任者が認めた場合に限り、本人及び保護者の同意を得て行うことができる。

イ 各個人情報の取扱い

a 氏名

氏名は、個人が特定されないように表記する。ただし、作品等に付する場合や被表彰者等として掲載する必要がある場合は、姓又は姓名を掲載することができる。

b 肖像（写真等）

生徒の写真に掲載する場合は、集合写真とするなど個人が特定できないように配慮する。

c 作品

掲載する作品は、教育活動の過程において作成、制作されたもの、各種研究会、発表会、展覧会等に応募したもの、既に発行された冊子等に掲載されたものなどとする。

d 意見・考え方等

意見等の表明者が特定できないようにする。

e その他

国籍、本籍、住所、電話番号、生年月日、家族構成等個人のプライバシーに関する情報は掲載しない。

著作権の尊重

ホームページを作成する場合、ホームページの素材となる文章や図画、写真、音楽などに著作権の問題が生じるため、これらを掲載する場合は、次の事項に留意して行う。

ア 生徒の作品（作文、絵画、デザイン、写真、音楽、研究成果、レポート等）も「著作物」

であるので、掲載する場合は、本人並びに保護者の許諾を得るなど慎重に取り扱う。

イ 書物等からの転載や引用については、著作権の侵害とならないよう配慮する。

4 良質な情報の発信に対する努力

各学校においては、次の事項に留意し、常に良質な情報の発信に努めなければならない。

(1) 情報の発信は人権の尊重や個人情報の保護とは別に倫理問題がある。したがって、情報の発信に当たっては、インターネットの利用上必要なモラルやマナーについても十分配慮する。

(2) 情報の最新性、信頼性、正確性等に配慮した情報発信に努める。

掲載情報に対する指摘（訂正や削除の要請等）には速やかに対応する。

以上